

平 群 町 議 会
文 教 厚 生 委 員 会 記 録

招 集 年 月 日	令和元年9月4日	
招 集 の 場 所	平群町議会議場	
開 会 (開 議)	9月4日午前10時1分宣告	
出 席 委 員	植 田 いずみ 岩 崎 真 滋 稲 月 敏 子	山 本 隆 史 井 戸 太 郎 馬 本 隆 夫
欠 席 委 員	な し	
会 議 事 件 説 明 の た め 出 席 し た 者 の 職 氏 名	町 長 副 町 長 教 育 長 総 務 防 災 課 長 福 祉 課 長 教 育 委 員 会 総 務 課 長 教 育 委 員 会 総 務 課 参 事 福 祉 課 主 幹 教 育 委 員 会 総 務 課 主 幹 教 育 委 員 会 総 務 課 主 幹 教 育 委 員 会 総 務 課 主 幹 教 育 委 員 会 総 務 課 主 幹 観 光 文 化 交 流 館 長	西 脇 洋 貴 植 田 充 彦 岡 弘 明 川 西 貴 通 西 岡 勝 三 松 村 嘉 容 巳 波 規 秀 乾 宏 美 太 田 育 代 浦 井 久 嘉 北 川 貴 史 末 永 潤 子 林 勝 之
職 務 の た め 出 席 し た 者 の 職 氏 名	議 会 事 務 局 長 主 幹	西 谷 英 輝 高 橋 恭 世
付 託 事 件	議案第42号 平群町総合文化センター設置及び管理に関する条例の制定について 議案第43号 平群町どんぐり広場設置及び管理に関する条例の制定について 議案第54号 平群町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について 議案第55号 平群町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所使用料徴収条例の一部を改正する条例について	

会議録署名委員
の氏名

委員長は、会議録署名委員に次の2名を指名した。
井戸太郎 稲月敏子

開 会 （午前10時01分）

○委員長（植田いずみ）

皆さん、おはようございます。

ただいまの出席委員は6名で、定足数に達しておりますので、これより文教厚生委員会を開会いたします。

町長、開会に当たりまして、御挨拶をお願いいたします。町長。

○町 長

皆さん、改めましておはようございます。委員の皆様方にはお忙しい中、文教厚生委員会に出席いただきまして、本当にありがとうございます。

本日の案件につきましては、本定例会で付託をされました議案第42号 平群町総合文化センター設置及び管理に関する条例の制定について、議案第43号 平群町どんぐり広場設置及び管理に関する条例の制定について、議案第54号 平群町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、議案第55号 平群町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所使用料徴収条例の一部を改正する条例についての4件の議案の審査をお願いしております。委員の皆様方には慎重に審査いただきますようお願い申し上げます。開会に当たりましての御挨拶といたします。よろしくをお願いいたします。

○委員長（植田いずみ）

それでは、これより会議を開きます。

（ブー）

○委員長（植田いずみ）

最初に、会議録署名委員を指名いたします。

会議録署名委員には井戸委員、稲月委員を指名したいと思います。よろしくお願いいたします。

当委員会に付託を受けました案件は、議案第42号 平群町総合文化センター設置及び管理に関する条例の制定について、議案第43号 平群町どんぐり広場設置及び管理に関する条例の制定について、議案第54号 平群町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、議案第55号 平群町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所使用料徴収条例の一部を改正する条例についての4件であります。

それでは、議案第42号 平群町総合文化センター設置及び管理に関する条例の制定についてを議題といたします。

初日の本会議において議案の説明を受けておりますので、説明は省略させていただきます。

これより議案第42号に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。はい、山本委員。

○委員（山本隆史）

昨日の本会議でさまざまな質問が出てまいりまして、一まとめさせていただいた中で、ちょっと二、三お伺いしたいことがございます。

まず1点目なんですけども、公民館が新しく（仮称）文化センター・図書館に移行する時期におきまして、公民館の使用は予約をとって運営しておられると思うんですが、予約をする時期がですね、いつまで行われるのか、そして公民館が使用中止になるのはいつまでなのか、これをちょっと明確にお答えいただけますでしょうか。

○委員長（植田いずみ）

教育委員会総務課末永主幹。

○教育委員会総務課主幹（末永潤子）

まず、今現在の中央公民館の最後の受け付け時期になりますが、一応、公民館の使用時期は2月末までを予定しております。ということで、文化協会にお入りの方は6カ月前からとれるということですので、既にもうとっておられますので、逆算して11月の当初に2月末までの分は予約がとれるということになります。

○委員長（植田いずみ）

はい、山本委員。

○委員（山本隆史）

ありがとうございます。これらのように、今まで使われてる方々についてはある程度周知もできるかと思うんですが、やはり住民の皆様についても広報ですとかホームページなどでは、また皆さんに報告いただけるようにできるものでしょうか。

○委員長（植田いずみ）

教育委員会総務課末永主幹。

○教育委員会総務課主幹（末永潤子）

まず御利用いただいている方、公民館登録クラブでありますとか、あと社会教育団体の代表の方々には10月ぐらいを予定しておるところですけれども、説明会のほうを開催させていただいて、御意見も聞きながら当方の説明をさせていただきたいというふうに思います。また、この議会終了後ですね、一定時期がまいりましたら、広報等で周知させていただきたいというふうに思っております。

ます。

○委員長（植田いずみ）

山本委員。

○委員（山本隆史）

答弁ありがとうございます。くれぐれも時期的に混乱することになるかと思うんですが、なるべく住民様に御迷惑のかからないように、ひとつ御配慮をお願いいたします。

○委員長（植田いずみ）

岩崎委員。

○委員（岩崎真滋）

きのうは平群町総合文化センターの使用料算定基準の説明があったんですけども、今後新たに公共施設ができた場合は、この使用料算定基準というのは基本的な基準になり得ることがあるんでしょうか。

○委員長（植田いずみ）

教育委員会総務課参事。

○教育委員会総務課参事

使用料の算定の基準についての御質問であったかと思えます。

説明させていただきましたとおり、総合文化センターの使用料の算定に当たってはですね、原価方式という算定基準のもとに使用料を算定したということで説明をさせていただきました。今後ですね、新たな公共施設が建った場合に、こういった算定基準の考え方をどうするかということでございます。こういった種類の公共施設を建てるかにもよるかと思うんですけども、やはり基本的にはですね、単に近隣との比較ということではなくて、一定の積算根拠は持って使用料を算定するべきかなと思っております。ただ、今後建てる全ての公共施設に文化センターでつくった算定基準が適応できるかどうかについてはですね、またそのときの算定の時期にいろいろと検討を加えてみたいと思います。よろしくをお願いいたします。

○委員長（植田いずみ）

よろしいですか。

○委員（岩崎真滋）

ありがとうございます。

○委員長（植田いずみ）

はい、稲月委員。

○委員（稲月敏子）

1点目は町外料金使用料ですね。町外料金を徴収するというところで、今回こ

の条例案には記載されてるわけですが、この理由ですね、きのうも少し述べていただいたんですが、ちょっとわかりにくいんです。現在ね、中央公民館の中で町外からの申し込み、そういうのがどれぐらいあるのか。

それと収入になるというところ辺の観点でいえば、今後わかりませんが、どれぐらいの町外の方が申し込みをされて、文化センターを使用されるだろうというふうに見込んでおられるのか、どれぐらいの収入増を見込まれているのか、その辺の積算予定を少し聞かせてください。

○委員長（植田いずみ）

教育委員会総務課末永主幹。

○教育委員会総務課主幹（末永潤子）

まず、1点目の町外の現在の申し込み状況の御質問です。

窓口のほうで申請書のほうに御住所、お名前等を書いていただくので、今現在は町内、町外料金を取っておりませんので、そのときに確認することしかしておりませんので、実際に統計のほうはとってないんですけれども、今実際、窓口で対応する中では、町外の方はもうほとんどといいますか、1カ月に数件であったかというふうに思います。私のほうから1点御説明さし上げます。

○委員長（植田いずみ）

教育委員会総務課参事。

○教育委員会総務課参事

委員のほうから町外料金の設定について御質問がございました。

その件についてはきのうも御説明申し上げましたけども、先般の文教厚生委員会では料金は一本ということで説明させていただきましたけども、条例提案の中では、町外料金を設定ということで提案しております。その理由についてはですね、きのうも申し上げましたとおり、文化センターというのは当然多くの町民の皆様に使っていただくのが基本であると、その考え方は変わってございません。そういうことからですね、予約において町内を優先するなど格差もあってもいいんじゃないかと。現在、町内、町外の方の予約の区別がございませんので、やはり町民の方を優先すべきではないかと。また、建設費ですね、当然数十億がかかっておりますけども、その建設費は町税で負担しておりますし、借金返済も全て町税で負担していくものでございますので、町外と比べて町民の皆様の負担が少なくなるようにすべきじゃないかというような意見もいただきまして、町民の皆様のために町内、町外で一定の格差が必要であると、そういう判断のもとですね、町外料金を設定させていただいたところでございます。

それと使用料収入をどのように見込むかという御質問があったかと思えます。

今現在の中央公民館の使用料収入がですね、150万から160万程度でございます。単純に今現行の使用料と比べますと文化センターの使用料がおおむね1.5倍から1.6倍という計算をしておりますので、単純では300万前後になるのかなと思います。ただですね、300万という数字がランニングコストと比べて割合がかなり低いというか、決して維持管理費を賄えるような数字ではございませんので、できる限り稼働率も上がるようにですね、事業展開も工夫させていただきたいと思います。

以上でございます。

○委員長（植田いずみ）

稲月委員。

○委員（稲月敏子）

今お答えいただいたわけですがけれども、今もそれほど町外の方は使われてないというのが現状やというふうにおっしゃっていたわけですが。ほんなら、新しいとこやからよそからもどっと来はるというね、そういうふうを考えておられるのかなと思うんです。これはあくまでも私の予想でしかないわけですが、町外の方がうちの施設を使われるということについては、結構うちは不便、まあ今度は駅前には位置するようになるわけですが、よそから電車の便を使ってわざわざ来てもらわないかと。ということは、よっぽどやないと使わないということが今度も予想されるのではないかなというふうに私は思います。また、町外の方が主催をされて、平群町の文化センターを使いはる場合というのは、平群町の方にかなり焦点が合った形で平群町内の住民の方も参加されるという、そういうふうなことがあって文化センターの使用をされるのではないかとこのように思います。そのようなことを考えると、町外料金を徴収することの意味というのはほとんどないし、特にくまがしホールについては大きな施設にもなる、それから料金も非常に高くなる、たくさん収容する施設でもありますし、なかなか町内だけでいつもくまがしホールが使われてると、稼働率が上がってるという状況をつくるのは非常に難しくなるのではないかと。それならば、町外も含めて大いに使っていただくほうがよっぽど文化ホールの使用目的にかなうのではないかと、そして収入の点からいっても、合致するのではないかと私は思ってるんですが、その辺で今現在の当局のお考えは、今の私の意見に対してはいかがでしょうか。

○委員長（植田いずみ）

教育委員会総務課参事。

○教育委員会総務課参事

来年春、文化センターもいよいよオープンしますけども、当然先ほど申し

ましたけども、施設の設置目的に沿って多くの皆様に使っていただく、これが基本であることは言うまでもありません。町外料金を設定することによって、町外の方が来にくいのではないかというような、そういった内容の御質問もあったかと思えます。料金についてはですね、当初からいろいろと検討して考え方が変わったところもございますけども、やはり町民さんを優先にした考えというのが大事でございますので、町内の利用を町内の方にできる限り使いやすい料金設定をするということで、町外と町内で一定の格差をつけさせていただいたところでございます。

町外の方もですね、できるだけ来ていただかないといけないことはもちろんでございます。それで、あと手法的なことになりますけども、今現在ですね、公民館の申し込みが仮予約はできるんですけども、ほぼ紙ベースでやっておりますんで、町外の方にもより使っていただくという観点からインターネット予約についても、料金決済も含めて、そういった予約の方法についても今後十分検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○委員長（植田いずみ）

馬本委員。

○委員（馬本隆夫）

ちょっと聞くけど、角度が違うねん。今、体育施設があるね。体育施設は町内、町外は皆一緒か。

○委員長（植田いずみ）

教育委員会総務課北川主幹。

○教育委員会総務課主幹（北川貴史）

馬本委員の御質問にお答えさせていただきます。

体育施設につきましては、町外料金の設定をしておりますして、町内の料金の倍額ということで徴収させていただいております。

○委員長（植田いずみ）

馬本委員。

○委員（馬本隆夫）

何でそんな格差つけたん。スポーツ施設、何でそんな体育施設だけつけたんか。

○委員長（植田いずみ）

教育委員会総務課北川主幹。

○教育委員会総務課主幹（北川貴史）

過去の話なんですけども、詳細は承知しておりませんが、やはり町内の方を

優先していききたいという趣旨で制定されたというふうに考えております。

○委員長（植田いずみ）

馬本委員。

○委員（馬本隆夫）

わかりました。それと今のね、中央公民館の利用状況、例えば1カ月前にエントリー、一日の日かな、エントリーすんねんね。そういう形で、三月と6カ月でエントリーできる。また、一般の人はみんな一緒に来るんやけど。何でそのようになったの。随時申し込みができるんですかと聞いている。

○委員長（植田いずみ）

教育委員会総務課末永主幹。

○教育委員会総務課主幹（末永潤子）

随時、もちろんできます。先ほど言いましたのは、6カ月前といたしますのは、文化協会にお入りの方は6カ月前、そしてあと公民館登録クラブの方は3カ月前から予約ができるということで、御使用になる3カ月前の一日にできるんですが、それが終わりましたら、随時もちろん予約のほうはとっていただけますので、あいてるところでとっていくことは可能でございます。

○委員長（植田いずみ）

馬本委員。

○委員（馬本隆夫）

そしたらね、それは団体各種さんでこれは別として、稼働率どんな感じですか、今現在の中央公民館の稼働率。

それともう一つ、高齢者の方がバリアフリーできていないから2階、3階、利用できてないということもいろんなお話も聞いておられると思うけど、そういう申し出もありますか、どうですか。

○委員長（植田いずみ）

教育委員会総務課末永主幹。

○教育委員会総務課主幹（末永潤子）

今御質問のございました稼働率の件ですけれども、やはり1階の談話室、ここが一番稼働率が高くなっております。30年度の年間の統計で見ましたところ、一番稼働率のいいのが談話室で、これは1階ですし、そしてトイレも近いし、部屋の広さも使いよいということであろうかと思えます。あと、2階、3階となりますと、今現在エレベーターもございませんので階段で昇降しなければいけないというところで、できれば皆さん1階を使いたいという御希望の聲はたくさん聞いております。現在の公民館はそういったものはないけれども、今のところ料金的にも安いので、ある程度は我慢もしながら使用しているという

お声も聞いております。ただ、今度新しいところになりますと、エレベーター等もつくということで、それは期待しているということでお声は聞いております。

以上です。

○委員長（植田いずみ）

馬本委員。

○委員（馬本隆夫）

わかりました。体育施設も格差つけてるというのは理解。やっぱり平群の住民の施設やから最優先的にいきましょうということで体育施設もつけられ、今回、この間の委員会では、私この件について格差つけたらどうですかという御提案をさせていただいた。ほんで、そのとおり議案のほうで上げていただいたことには、私は感謝してます。というのは、生駒市1.5倍、まして町外の方が申し込む場合は市内の方が申し込まれた後、1カ月後に申し込んでくださいという条件がついた施設もあります。それで三郷町は1.3、それは何を意味してるか。私は料金だけの問題と違ふと。やっぱり住民の社会教育の施設として、いろんな方が年齢関係なしに使っていただく公共施設ということで、これからは平群町の皆さんの税金をもって運営もしていかなければならないということが私は基本にあると思います。それで今回、町外との格差をつけていただくことによって、平群の住民の利用される方の優先順位が高まったということに対して、私は教育委員会に敬意を表したいというふうに思います。

以上です。

○委員長（植田いずみ）

はい、井戸委員。

○委員（井戸太郎）

今ちょっとね、町外料金、町内料金というお話が出て、確かに住民の方々から見ても町内と町外を分けるということで一定の御理解といたしますかね、自分たちにはちょっとお得感があるという意味でかなり理解もできるんですけども、実際運用になった場合ですね、町内、町外の判定といたしますか、これは実際可能なんでしょうか。というか、どこがどのようにしてするのか、ちょっとその辺が疑問に感じたんですけども、例えば主催者がどこかのアーティストが来て主催したとしても、平群町民がほとんどだったらそれは平群町民扱いなのか。どういう設定で誰がそう判断するのかというのが、もし今の時点で決まっていればお願いします。

○委員長（植田いずみ）

教育委員会総務課末永主幹。

○教育委員会総務課主幹（末永潤子）

今現在の使用申請というのは、使用される方の住所、お名前を書いていた
くような形になっています。それは各種団体の方でそういった会を開くとか発
表会を開くときの代表者の方の住所とお名前を書いていたところと
今後ですね、町外の方が御利用になって、それが代表者の方が例えば平群であ
れば平群の方で申請されるということもあると思うんですけども、やっぱりい
ろいろ一定のルールづくりは進めていかなければならないというふうに思っ
ています。今現在の申請書等では対応できかねますので、それはもう少し精査さ
せていただきたいというふうに思っております。

○委員長（植田いずみ）

井戸委員。

○委員（井戸太郎）

すごい難しく、窓口でもよく総合スポーツセンターだったら過半数があっ
ても過半数ですかね。ですけど、実際そんな誰もチェックできないというの
が実情で、名前を貸して町内に入るという可能性もありますし、その辺ね、本
当に難しい問題やと思うんですけども、ぜひこのように町外の方には町外料
金を収入として入れられるようにお願いします。

もう一つ、使用料が100分の20という説明から100分の10になっ
たんですけども、これは冷暖房費ということで4時間で8,000円かかるのを、
今回2,000円のところを1,000円になるということなんですけども、
4時間だったら1割なんで1,000円ですよ。2,000円というところ
を1,000円になるわけなんですけども、これによって、どの程度平群町の
収入が減ってしまうのかというのが1点質問と、今町外に関しても100分の
10でいいのかという。もし分けるのであれば、これはあくまでも意見とい
うかあれなんですけど、町外は100分20でもいいんじゃないかという気もす
るんですけども、実質値下げになってしまう部分もあるので、その辺の2点
のお考えを聞かせてください。

○委員長（植田いずみ）

教育委員会総務課参事。

○教育委員会総務課参事

冷暖房料金の質問でございます。

冷暖房料金は20%を徴収する場合と10%を徴収する場合、その差額につ
いての質問だったかと思えます。それで、ややざくつとした計算になりますけ
ども、31年度ベースでいいますと中央公民館の年間開館時間が3,718時
間、1コマ4時間で貸し出ししておりますので、単純にですね、3,718時

間を4時間で割りますと利用可能枠が930コマというふうになってまいります。そこにですね、30年度実績の稼働率は約50%ですので、50%を掛けますと実質利用されているコマ数というのが約465コマというふうになってきます。465コマに対してですね、冷暖房料金もらっていくわけですが、仮に20%をいただいた場合は1コマが今1万円ですので、20%いただいた場合は93万、10%いただいた場合は46万5,000円となりますので、10%と20%の差は単純計算では46万5,000円になると、そういうような計算でございます。

それとあと、町外料金に対しての冷暖房料金にも格差があってもいいのではないかとということですが、使用料自体に1.3倍の格差をつけておりますので、それに対して10%いただくということで、冷暖房料金についてはその計算でいいのではないかなと、そういうように思っております。

○委員長（植田いずみ）

いいですか、井戸委員。

○委員（井戸太郎）

はい。

○委員長（植田いずみ）

はい、稲月委員。

○委員（稲月敏子）

先ほどの町外料金にまだ私はこだわってるんですが、体育施設のところで差があるということで、それは私も承知をしているわけで、もうなくなったのかなと思ってたんですけど、今もそのまま継続されてるんですね。体育施設の使用の料金が著しく違うということで、しかも体育であれば他市、他町の方との対外試合とかそういうときに非常に困るんやという話とか、そういう声もたくさんこの間は聞かせていただいたわけです。私も実際、体育館の一室をお借りしたときに参加者の名前や住所まで全部書けということで、非常に体育館使用に当たってトラブったことが何回かあるんです。参加者にとって住所まで明記をせいというようなことで、それで半分以上おれへんかったら町外料金になるというね、そういうことのもとにそういうことをせいということとか非常に矛盾を感じたんです。それって大変おかしいことやというふうに思いますしね、明確に町外、町内を区別することというのは非常に矛盾も絡んでくるということだと思います。私は料金は同一にすべきやというふうに思ってますし、そういう意見です。

馬本委員のほうから町内を優先するという、借りるときにね、一定の優先順位がつけられるというね、そういうことについては町内の施設でもありますの

で、町内の方を優先してお貸しするというような規定は入れられるのではないかと、かというふうに思いますが、いかがですか。

○委員長（植田いずみ）

教育委員会総務課参事。

○教育委員会総務課参事

町外料金の件の御質問でございますけども、町外料金をいただく場合にどういった判断をするのかということでございます。

今現在、現中央公民館がそういう区別を設けておりませんので、今後、町外料金をいただく場合には一定のルールづくりが必要であるということで、先ほど答弁もさせていただいたところでございます。ただ、町外料金をいただくのにどういう判定をするか、どういう考えで決めていくかということなんですけども、それにまた労力が要るようであれば何をしてくるかかわらんようなことにもなりますので、そこはできるだけ簡単といいますか、明快な方法でですね、どういう方法になるかわかりませんが、町外料金はこういう場合だということ、そういったルールをきっちりつくっていきたいと思います。

○委員長（植田いずみ）

教育委員会総務課末永主幹。

○教育委員会総務課主幹（末永潤子）

最後に、借りるときに町民の方を優先的に規定は入れてもらってもよいというふうなお話を頂戴いたしましたが、全くそのとおりでして、今後は町内料金、町外料金、これが可決賜りましたら、例えば1カ月前に町内の方が先に予約をされてから、その1カ月後とか、その期間はまだ決まっておりませんが、その後で町外の方に申請していただくというような、そういった方法を今のところ考えております。

○委員長（植田いずみ）

よろしいですか。井戸委員。

○委員（井戸太郎）

全く別件になるんですけど、文言で第4条の管理、単純な質問で申しわけないんですけど、総合文化センターは平群町教育委員会がこれを管理するというのなんですけど、これはこれでよろしいといいますか、平群町教育委員会の言葉の定義といいますか、平群町教育委員会って、私のイメージでは教育委員の集まりの教育委員長が集まるあれが平群町教育委員会となるんですけども、これ、平群町教育委員会総務課にはならないんですかね。となると平群町がこれを管理するとなる気がするんですけども、これはこれでいいんですか。教育委員に管理をさせるというのが何かちょっとどうなの、教育委員会という言葉の

定義がちょっと微妙なので。

○委員長（植田いずみ）

教育委員会総務課参事。

○教育委員会総務課参事

第4条の管理の条文についての質問でございます。

平群町教育委員会というのは当然行政組織でございますので、平群町教育委員会が管理するという事で間違いはないかと思えます。今質問にありました教育委員会総務課というのは、いわゆる教育委員会の事務局という立場での位置づけでございますので、管理については平群町教育委員会が正しいかと思えます。

○委員長（植田いずみ）

よろしいですか。馬本委員。

○委員（馬本隆夫）

今回の使用料の料金設定については、今まで平群町が行ってこなかった料金設定、使用料算定基準をされてるわけやけども、私もこれについてちょっと委員会が終わってからいろんなところを見たら、いろんなところで同じ料金設定、いろんな市とか施設のインターネットを見たら、このような原価方式とかそういう感じで積算根拠されてるということ。それは何でかというたら、やっぱり受益者の方に対してもこういうことでこの料金がかかる。また、使っていない人、使用していない人に対しても使っている人との公平性を保とうと、税金で運営している以上ね、そういういろんな書いてましたんで、私はこの料金の設定の仕方はね、平群町って今までは近隣の市町村に合わせてよく似た料金設定をされてたけども、なかなかええ料金設定積算をされたなど。誰がいろんなことをおっしゃってこられても、この件についてはこういう形でこういう積算になってますよということで説明できるやり方やなというふうに私自身は感心しました。

それと、今後この件についてもね、極力住民の負担がかからんように、設定の仕方、例えば文化センター建設に15億ほどかかった場合、もちろん図書室と言われるところは4億数千万の分は抜き、そして国からいただいている社会資本整備総合交付金並びに起債によって、地方債によっていただく交付税というものを引かれ、不特定多数の方が使われるところをそれも引かれ、建設費に対してその計算をされたという、確かにええ方法で、これこそ受益者負担の求め方やなというふうに私は感心しました。今までいろいろ私も正直な話、これね、委員会が終わってからインターネットをいろいろ調べました。いろんな市がこの方式でやってますわ。それと、受益者には全部かからんように、要するに50%

の公費をもって、ここに書いてるように性質別負担割合ということで50%を受益者にもっていただき、公金で50%でもってやっていくというふうな形もとられて、今度はこれ、減価償却と書いてますけど、実質、耐久年度は50年やったら50年の設定をされてね、長い間設定されることによって受益者の負担が高くなるようにという設定のもとでされたというふうに私は想定いたします。この件についてはね、質問じゃないんですけどね、今度いろんな住民に対して、何でこのようになったんですかということを利用者から聞かれた場合、私は説明しやすい方法やなというふうに、私の感想だけ言うておきます、そういうことです。

○委員長（植田いずみ）

はい、稲月委員。

○委員（稲月敏子）

質問ですけども、先ほど山本委員のほうから今の公民館の使用の予約のことで質問がありましたけど、そしたら新しい文化センターの予約はいつからとられるんですか。

○委員長（植田いずみ）

教育委員会総務課末永主幹。

○教育委員会総務課主幹（末永潤子）

建設されましたら4月中旬ぐらいまではオープニングイベントが入ってくる予定をしておりますので、実際に御使用いただけるのは中旬以降を想定しております。ですから、逆算すれば大体2月ぐらいの予約を考えているところですけども、様式、それから形態等、そして先ほど言いました、ある一定のルールづくりも必要となってきますので、早急にこれから取り組みましてできるだけ早くに、2月を目標にそういった形で進めていきたいというふうに思っております。

○委員長（植田いずみ）

はい、井戸委員。

○委員（井戸太郎）

先ほどやっぱり理解できない分がちょっとあったので、第4条をもう1回専門的な方とかを踏まえて話し合ったほうが、すぐには無理と思うのであれなんですけど、やはり平群町教育委員会ってちょっと文言が気になったんで、管理するということは管理者責任が伴うわけですよ。管理者責任が伴うものに事務局って必要でしたか。事務局が管理者責任を負うのかって、なんかちょっと矛盾を感じたんですけど、教育委員の方々に管理者責任を求めるのもおかしいですし、でも主体がそこになるとなんですけど、ちょっと思ってしまったので。

僕の解釈がおかしかったら申しわけないんですけど、これ、やっぱり平群町のほうがいいんじゃないかなと思うんです。すぐには無理と思うので、ちょっと専門的な方がおられたら、また相談していただいてと思うんですけども、要望といたしますか、僕の中で今消化できてないといたしますか。管理責任、すみません。

○委員長（植田いずみ）

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

ただいまの御質問でございますけれども、大きくは平群町と教育行政組織の平群町教育委員会と分けられますけれども、その中で組織するのが4名の教育委員さんと教育長が事務方のトップでおられると。その下に教育委員会事務局があるという組織図になっておるんですけども、教育行政組織としての平群町教育委員会が管理するという意味合いで間違いないのかなと思いますけれども。

○委員長（植田いずみ）

よろしいですか。はい、稲月委員。

○委員（稲月敏子）

これは条例ではない、規則になるんですかね。休館日のこととか開館日のことは、たしか入ってましたよね、規則で決める中身なんですかね。

「条例」の声あり

○委員（稲月敏子）

条例書いてるか、書いてないやろ。規則に入っていると思ってんけど、ちゃうかったっけ。

発言する者あり

○委員（稲月敏子）

参考資料というか入れてくれてはったんですが、規則やったと思うんですが、開館しない日と開館日のことなんですけども、文化センターの開館日に祝日、今現在も中央公民館は祝日は休館というふうになっていると思うんです。やっぱりお休みの日にしか大きなイベントとか会合なんかでも、そういう皆さんは大体社会がお休みの日にしかできないというようなことも多々あると思うんです。私たち町民にとっても、実際使うときはお休みの日を使ったりとかするわけで

すけども、祝日が使えなくなると非常に不便を感じてるわけで、その辺で多くの方たちがもっと利便性を図るという意味からもね、ぜひとも祝日開館というところ辺に規則改正を、すぐに今即座にしてくれとは言いませんけども、検討していただきたいというふうに要望したいなと思うんですが、どうでしょうか。

○委員長（植田いずみ）

教育委員会総務課末永主幹。

○教育委員会総務課主幹（末永潤子）

今現在、生きております中央公民館の管理運営規則のほうに載せさせていただいてますとおり、公民館の休館日は水曜日と国民の祝日に関する法律に規定する休日、あと12月28日から翌年1月5日までというのが現行で、このとおりさせていただく予定であります。ただ、祝日であってもですね、例えば成人式とか文化祭であるとかそういった町が主催いたします大きな行事に関しましては、現在も開館してやっておるので、今後もその方向性はそのまま引き継いでいきたいと思えます。先ほどおっしゃいました、休日に関してということですけども、どれぐらいのニーズがあるのかというのはちょっと調査していかねばならないかなというふうに思っております。

○委員長（植田いずみ）

はい、稲月委員。

○委員（稲月敏子）

その点については、一応ニーズも把握しながら検討も可能やと。これから検討もしていただくということで理解していいですか。

○委員長（植田いずみ）

教育委員会総務課末永主幹。

○教育委員会総務課主幹（末永潤子）

はい、それで結構でございます。

○委員長（植田いずみ）

はい、稲月委員。

○委員（稲月敏子）

今ちょっと言い忘れましたが、その中には文化センターの建物の中身全てということで、図書館も含めてね、検討課題にさせていただきたいということで要望します。

○委員長（植田いずみ）

答弁はいいんですね。

○委員（稲月敏子）

はい。

○委員長（植田いずみ）

はい、馬本委員。

○委員（馬本隆夫）

先ほど山本君の話に最初出てんけども、予約は11月ごろと言うて、2月末まで、開館イベントをいろいろされるのは来年の4月からということで、3月中は移転とかいろいろあるので全館休館という認識でよろしいですか。

○委員長（植田いずみ）

教育委員会総務課末永主幹。

○教育委員会総務課主幹（末永潤子）

今、馬本委員がおっしゃったとおりでございます。3月中には整理整頓と、あと引っ越し等で中央公民館は閉館させていただきます。

○委員長（植田いずみ）

はい、馬本委員。

○委員（馬本隆夫）

図書館もそうですか。

○委員長（植田いずみ）

観光文化交流館長。

○観光文化交流館長

図書館の移行に関することですね。図書館の現行の資料の整理、ラベルの張りかえ、新館に向けてより使いやすくするための整理というのが必要になりますので、その作業は大変な労力を要しますので、図書館の開館は年内で終了し、年明け1月から3月を準備期間として休館をいただくという予定をしております。

以上でございます。

○委員長（植田いずみ）

はい、馬本委員。

○委員（馬本隆夫）

人権交流センターは。

○委員長（植田いずみ）

教育委員会総務課北川主幹。

○教育委員会総務課主幹（北川貴史）

人権交流センターにつきましては、一応3月まで開館する予定にしております。

○委員長（植田いずみ）

よろしいですか。

○委員（馬本隆夫）

はい。

○委員長（植田いずみ）

他にございませんか。

「なし」の声あり

○委員長（植田いずみ）

ないようでしたら、質疑を終結いたします。

続いて、これより討論に入ります。討論はございませんか。

「なし」の声あり

○委員長（植田いずみ）

ないようでしたら、討論を終結いたします。

これより議案第42号について採決を行います。

本案については、原案どおり可決することにしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○委員長（植田いずみ）

異議なしと認めます。よって、本案については原案どおり可決することに決しました。

続きまして、議案第43号 平群町どんぐり広場設置及び管理に関する条例の制定についてを議題といたしますが、当局より発言を求められておりますので、それに必要な資料をただいまから配付させていただきます。しばらくお待ちください。

資料配付

○委員長（植田いずみ）

初日の本会議において議案の説明を受けておりますので、説明は省略させていただきます。

ただいまお配りいたしました資料について、当局より発言を求められており

ますので、これを許可いたします。教育委員会総務課参事。

○教育委員会総務課参事

大変貴重な時間をいただきましてありがとうございます。

昨日、提案させていただきました議案第43号 平群町どんぐり広場設置及び管理に関する条例の制定につきまして、第6条の行為の制限の条文と第7条行為の禁止の条文について、ただいまお配りしました案のとおり訂正させていただく予定でございます。

理由につきましては、第7条の行為の禁止の条文が厳格に規定されており、利用に支障を来すことも考えられますので、第7条の行為の禁止の第1号、行商、販売、募金その他これに類する行為をすることと、2号の興行すること、この条文を第6条の行為の制限に訂正させていただくものです。この件については最終日に議案を訂正させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（植田いずみ）

ただいま議案の訂正の説明がありましたので、そのことを含めまして審議に入りたいと思います。

それでは、これより議案第43号に対する質疑に入ります。井戸委員。

○委員（井戸太郎）

質問ということなんですけども、本会議で第7条について指摘させていただいたんですけども、禁止行為が制限行為に変わったということで、すごく迅速な対応をされたなと思っております。特に質問はないんですが、意見として。

○委員長（植田いずみ）

質疑ございませんか。

「なし」の声あり

○委員長（植田いずみ）

ないようでしたら、質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。井戸委員。

○委員（井戸太郎）

反対討論はないんですけども、賛成の立場で討論させていただきます。

本会議での第7条の文言の整備の指摘に対し、町長、担当課ともに迅速に対応していただきました。どんぐり広場がより平群町のために多目的に使用できることになりましたことから賛成いたします。

○委員長（植田いずみ）

それでは、討論を終結いたします。

これより議案第43号について採決を行います。

本案については、原案に対する訂正案どおり可決することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○委員長（植田いずみ）

異議なしと認めます。よって、本案については原案に対する訂正案どおり可決されました。

それでは、11時5分まで休憩いたします。

（ブー）

休 憩 （午前10時55分）

再 開 （午前11時05分）

○委員長（植田いずみ）

それでは、休憩前に引き続き再開いたします。

（ブー）

○委員長（植田いずみ）

説明員が入れかわっております。

続きまして、議案第54号 平群町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

初日の本会議において議案の説明を受けておりますので、説明は省略させていただきます。

これより議案第54号に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。馬本委員。

○委員（馬本隆夫）

今度、主食費について、委員会で出た議案よりも、またより一層進展して、生活保護の世帯については600円無料にされたということで、この点について評価をしております。私がこれ提案させてもうたようなもんやけど、この点については本当に評価をしております。そこで、生活保護の関係やけど、この600円は生活保護の基準の生活費の基準の中のプラス云々の関係に抵触しないか、その点どうですか。

○委員長（植田いずみ）

福祉課長。

○福祉課長

ただいまの御質問なんですけども、こども園の子どもの場合、小中学校のように生活扶助以外に教育扶助という給食の加算額は入っておりませんので、保護費の重複支給には当たらないということになっております。それで、町の判断で主食費600円ではありますが、1号認定、2号認定でA階層のみが恩恵も受けてないということから、今回免除することでさせていただきました。

以上でございます。

○委員長（植田いずみ）

ほかにございませんか。稲月委員。

○委員（稲月敏子）

副食費について徴収をしていくということで、いろいろ規定を定めていただいたわけです。もともと保育所の給食の副食費については、保育所時代は保育料に全て含まれていて、主食費についてはなぜか徴収するか、主食の御飯とかパンをそれぞれ自宅から持ってくるという、児童福祉法のもとでずっとそういうことが行われてきたのが現状だというふうに認識をしてるんですけども、それから今回の幼児教育の無償化のところに移って、今回の副食費の徴収ということになったというふうに思います。もともと子どもたちの給食は無償化への方向、現在、学校給食においてもね、ずっと無償化をしていこうという大きな流れに世の中はなってきたというふうに思います。食事というのは子どもたちの生活の中で大きなウエートを締めてるということで、そこまでも今脅かされてるという社会の現状の中のもので、そういう動きが出てきたということなんですけども、その中での副食費の徴収ですけども、本来的には副食費も主食費も無料にしていくというのが、できるだけ早い時点でそういう方向に国自身が変わってもらわなあかんというふうに思います。

そんな中で、各自治体で今、目を追うごとに副食費については全員無料にするとか主食費も含めて徴収しないように無料化にしていくというような自治体がふえてきてるんじゃないかというふうに、いろいろ新聞とかニュースなんかでも言われてるわけです。その辺では、平群町としてはそのような各自治体なんかの動きを見てね、何かお考えは今後変えていこうとか変わってることとかはないでしょうか。

○委員長（植田いずみ）

福祉課長。

○福祉課長

給食費の徴収の考え方でございます。食事のほうは御家庭にいても園にいて

もどこでも必要であるということから、一定給食費は必要であると、そのように考えております。一部のところで免除するという自治体も出てますけども、町としましてはきのう説明させていただきましたけども、食材費、月大体6,000円を4,500円ということで、一定1,500円の助成ということで考えている次第でございます。今後につきましては、また近隣の市町村も見据えながら考えるんですけども、今の段階では1,500円助成ということで考えているところでございます。

以上でございます。

○委員長（植田いずみ）

稲月委員。

○委員（稲月敏子）

今、給食費については家におっても、どこにおっても食べることについての費用はかかるんやから払ってもらうのが当然やというふうにおっしゃったように、私は受け取ったんですが、それで間違いないですか。

○委員長（植田いずみ）

はい、福祉課長。

○福祉課長

間違いございません。

○委員長（植田いずみ）

稲月委員。

○委員（稲月敏子）

今の発言については非常に疑問を感じます。今現時点では徴収せざるを得ないというふうには思いますけれども、考え方については給食費などを全て無料にしていこうという全国的な動きがある中でね、ぜひその考え方も変えていただきたいなというふうに思っています。今後、近隣の状況も見ながら、そういう考えも変えていく方向でもあるということをおっしゃいましたので、それはそういうふうにとめさせていただきます。

○委員長（植田いずみ）

ほかにございませんか。稲月委員。

○委員（稲月敏子）

昨日の本会議の中で、山口議員のほうから発言をされました保育料の国基準で、今の段階では平群町としては住民の利用者の皆さんからは国基準の70%を徴収して、あとの30%については町が持ち出しをして引き下げてるということで、その分について今回無料化で国基準で交付をされるということで、その分が町としては持ち出さなくてもよくなると。その分をぜひ副食費のほうに

回して全員無料にしたらどうやというような提案もされたわけですが、その部分について考えを改めていこうというお気持ちはありますか。

○委員長（植田いずみ）

福祉課長。

○福祉課長

きのうの国基準と町基準の差ということで、あくまでも計算上のことで差はあるということで回答させていただきましたけども、臨時交付金、交付税ということなので実際どのくらい入ってくるかというのは、今のところはわからないので、それを見据えた上、また今後検討することもあるかもわかりませんが、現在はこのままでいきたいと考えてます。

以上でございます。

○委員長（植田いずみ）

委員さんはよろしいですか。では、委員外議員のほうから挙がってます。窪委員外議員。

○委員外議員（窪 和子）

1点ですけれども、確認をさせていただきたいんですが、昨日の本会議でも質問させていただきましたが、年収360万未満の方々は副食費が免除と、このように国のほうが決定をしました。これ、昨日の時点では対象者64名ということでありました。はなさと17名、ゆめさと47名ということでありましたが、この方々は自分が副食費免除の対象者なのかということがなかなかわからないと思うんですが、いつごろどのような形で通知をされるのか、お尋ねしたいと思います。

○委員長（植田いずみ）

はい、福祉課乾主幹。

○福祉課主幹（乾 宏美）

副食費免除になる方への周知の方法と時期ですけれども、制度上ですね、保護者の方から申請を上げていただくということではなくて、対象となる方を決定しまして、その決定通知をするということになっております。時期的なことにつきましては、10月1日からのことですので、なるべく早い段階で保護者の方に御通知させていただく予定にしております。

○委員長（植田いずみ）

他にございませんか。山口委員外議員。

○委員外議員（山口昌亮）

きのうもちょっと言って、今も答弁あったんですが、実際どうなるかわからんというのはそのとおりなんですけれどもね、基本的にはある程度計算できる

わけじゃないですか。きのう答弁していただいたのは、きちんと計算した場合、計算上そうなる。実際、今年度は補助金で、来年度からは交付税算入ということでどうなるかわからん、確かにそのとおりなんです。その辺の計算はね、財政当局のほうでも来年度予算を組む段階では国からも当然資料も来ますし、実際制度が始まるのは10月からですからね。もうすぐ始まるわけですから、この議会中にどうかわかりませんが、その辺は早く出たらすぐに手を打つということが大事だというふうに思うんです。きのうも言いましたけれども、既に県内では田原本町が全ての副食費を無料にする、こういう発表も新聞でされてました。大和郡山市では第2子を減免する、どういう制度にするかはわかりませんが、子育て支援はまちづくりの観点からも非常に大事なことで、そこは速やかにやっていただきたい。

その辺についてね、今度のことでそうなんですけれども、もっと早目にね、そういう全体像について町がきちんと持った上で、単に国が言ってきたのをそのままするというんじゃなくて、そこで一步踏み込むということがまちづくりにとって大事なことで、そこは町長、しっかりと考えて、今課長からは答弁がありましたけれども、その点、町長の答弁を私は一言聞いておきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○委員長（植田いずみ）

はい、町長。

○町 長

確かに、今年度については臨時交付金で手当されるということで、来年度以降は交付税算入ということでどのくらいの数字になるのか、交付税総額の話もありますし、全て公定価格で算入になるのかどうか、ちょっとまだ情報的に来てない状況で、それについてはしっかり見きわめてまいりたいというふうに考えております。

○委員長（植田いずみ）

質疑ございませんか。

「なし」の声あり

○委員長（植田いずみ）

ないようでしたら、質疑を終結いたします。

続いて、これより討論に入ります。討論ございませんか。

「なし」の声あり

○委員長（植田いずみ）

ないようでしたら、討論を終結いたします。

これより議案第54号について採決を行います。

本案については、原案どおり可決することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○委員長（植田いずみ）

異議なしと認めます。よって、本案については原案どおり可決されました。

続きまして、議案第55号 平群町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所使用料徴収条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

初日の本会議におきまして議案の説明を受けておりますので、説明は省略させていただきます。

これより議案第55号に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

「なし」の声あり

○委員長（植田いずみ）

ないようでしたら、質疑を終結いたします。

続いて、これより討論に入ります。討論ございませんか。

「なし」の声あり

○委員長（植田いずみ）

ないようでしたら、討論を終結いたします。

これより議案第55号について採決を行います。

本案については、原案どおり可決することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○委員長（植田いずみ）

異議なしと認めます。よって、本案については原案どおり可決されました。

以上で、当委員会に付託を受けました議案の審査は全て終了いたしました。
町長、閉会に当たりまして御挨拶をお願いいたします。はい、町長。

○町 長

文教厚生委員の皆様方には4議案に対しまして、慎重審査いただきまして可決いただきましてありがとうございました。なお、議案第43号 平群町どんぐり広場設置及び管理に関する条例の制定につきましては、本会議のほうで訂正をお願いしてまいりたいというふうに考えております。定例本議会におきましても可決賜りますようよろしくお願いいたしまして、挨拶とさせていただきます。きょうはどうもありがとうございました。

○委員長（植田いずみ）

慎重審査をいただきまして、ありがとうございました。
本日の文教厚生委員会はこれをもって閉会いたします。

（ブー）

閉 会 （午前11時21分）